

都道府県小学生連盟主催競技会計画等の報告について

- 1、 都道府県小学生バレーボール連盟は、主催または共催する競技大会の事業実施計画を決定次第日小連に報告すること。
- 2、 二都道府県以上にわたる競技会を開催する場合は、主催する団体が要項添付の上、実施の2ヶ月前までに計画書を関係団体所在地の各都道府県小連の理事長にメールか郵送で提出する。理事長は、署名か氏名を入力して、日小連にメールまたは郵送で提出しなければならない。郵送での提出の際、返信用封筒に宛名を記入し、必要金額の切手を貼ること。なお、郵送で提出された計画書の場合、受理のサインをして日小連より送付される。
(新型コロナウイルスの感染状況により、理事長が実施の判断をしてください。計画書を提出後、中止にした場合は、事務局までご連絡ください。)

(注) 日小連加盟団体登録規程

第6条(競技会への参加)

- 5) 本連盟が主催または共催する競技会以外に、各都道府県小連、または、登録団体が二都道府県以上にわたる競技会を開催する場合は、関係団体所在地の各都道府県小連の理事長に計画書と大会要項を提出する。理事長は、自署または氏名を入力を行い、日小連へ関係書類をメールか郵送で提出しなければならない。この報告は競技会開催の2か月前までとする。
- 6) 登録団体は本連盟が主催または受理しない二都道府県以上にわたる競技会に参加することはできない。

第8条(懲罰)

登録に虚偽の申請をしたとき、その他本規程に反したとき、または合法的であってもアマチュアスポーツマン精神に反すると本連盟または都道府県小連が認めたときは、登録団体または登録構成員に対し登録を拒み、または取り消し、或いは、一定期間競技会の参加並びに出場を停止することがある。

報告提出先 日本小学生バレーボール連盟事務局 競技委員長 菅野 裕
〒151-0063 東京都渋谷区富ヶ谷1-8-3 志田ビル3F
TEL 03-5738-5391 FAX 03-5738-5392